

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 5 7 号
件 名	パンデミック条約締結及び国際保健規則改正に係る情報開示を求める意見書の提出について
要 旨	<p>世界保健機関（以下「WHO」）では、新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえて、将来の感染症の蔓延に備えるため、WHO憲章第21条に基づく国際約束である国際保健規則（IHR 2005）（以下「国際保健規則」）を改正するとともに、「パンデミックの予防、備え、対応に関するWHO条約、協定その他の国際文書」（以下「パンデミック条約」）を新しく制定する協議が、令和3年12月のWHO総会以降の政府間交渉会議（INB）において、同時並行で進められている。令和6年5月のWHO総会には、パンデミック条約の草案及び国際保健規則の改正案の提出が予定されている。</p> <p>現在、WHOのウェブサイト等で公開されている英文等の草案及び修正案では、加盟国がWHOの勧告に従うことをあらかじめ約束し、WHOの勧告に法的拘束力を持たせる。WHOが国際的なワクチン配分計画を作成し、加盟国がこれに基づくワクチンの製造や供給を行う。ワクチン等の健康製品の迅速な普及のため、先進国は途上国に対する経済的、技術的及び人的な提供等の援助義務を課せられる。以上の内容が含まれており、加盟国の政府の判断がWHOの勧告に拘束され、保健政策に関する国家主権の侵害、日本国民の基本的な人権及び国民生活に重大な影響を及ぼす可能性があることが懸念される。</p> <p style="text-align: right;">（裏面につづく）</p>
付 託 年月日 委員会	令和6年3月11日 市民厚生常任委員会
受 理	令和6年2月20日 第751号

また、第18条に「虚偽の誤解を招く誤情報または偽情報と戦う」という文言があり、WHOや政府の公的見解と整合しないものを一方的に偽情報として言論空間から締め出し、意見、表現の自由が制限されてしまうことが想定される。しかし、日本ではこれらの草案の内容や交渉過程が、国民に十分周知されているとは言い難い状況にある。よって、国会及び政府関係機関に対し下記の事項を実施するよう求める意見書を提出されるよう陳情いたします。

記

- 1 現在WHO総会で行われているパンデミック条約の草案及び国際保健規則の改正案に関する協議内容や国民生活への影響等を、分かりやすく国民に周知すること。
- 1 議員、首長、有識者、その他一般国民から意見を聴取する手続を早期に開始すること。
- 1 パンデミック条約及び国際保健規則の改正の内容が、国家主権を超えて、国民の自由と人権の尊重を侵害しないようにすること。